



発行 東京都

目次

規則

○東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (産業労働局金融部金融課)..... 一

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定..... (環境局環境改善部化学物質対策課)..... 一

○都道の区域変更..... (建設局道路管理部路政課)..... 二

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定..... (建設局道路管理部監察指導課)..... 四

規則 (公)

○警視庁組織規則の一部を改正する規則..... 五

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 五

告示 (水)

○昭和四十六年東京都水道局告示第十五号 (東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定) の一部改正..... 五

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出..... (産業労働局商工部地域産業振興課)..... 五

規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十六年東京都規則第三百三十四号) の一部を次のように改正する。

別表一の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。) 第九条第一項に規定する中小企業者等」を「中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号) 第二条第一項に規定する中小企業者及び同条第五項に規定する組合等」に改め、同表四の項中「第二条十一号」を「第二条第十六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千九百九十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

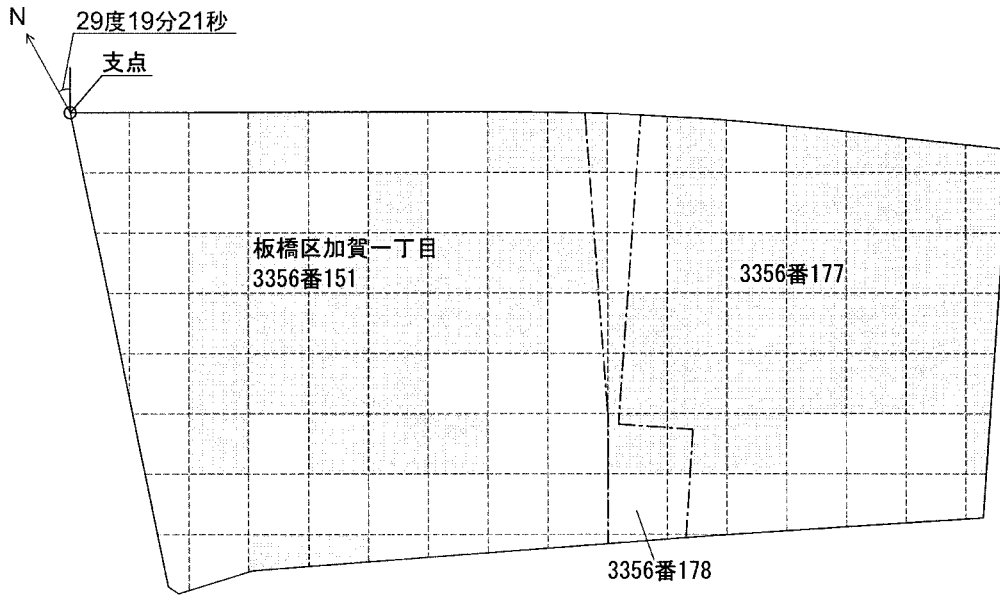
平成二十九年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (板橋区加賀一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

【別図】



【支点】
 支点は、板橋区加賀一丁目
 3356番151の最北端とする。

【凡例】
 ---: 単位区画
 - - - : 筆境界
 ———: 敷地境界
 [stippled] : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度：29度19分21秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

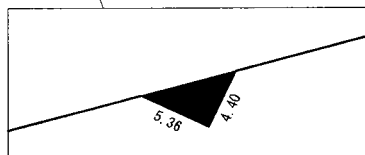
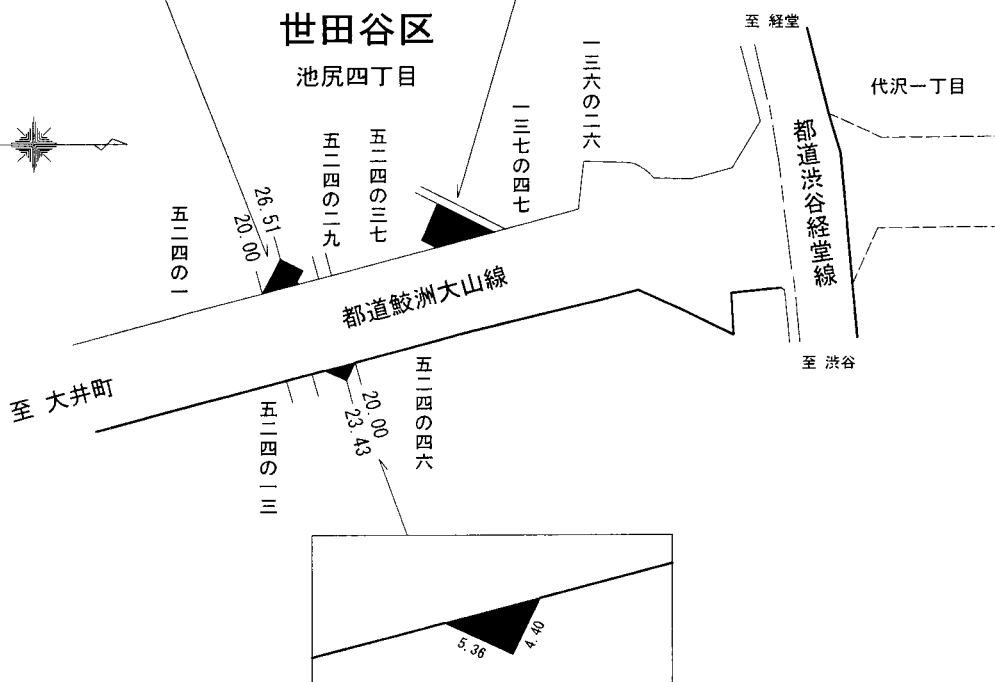
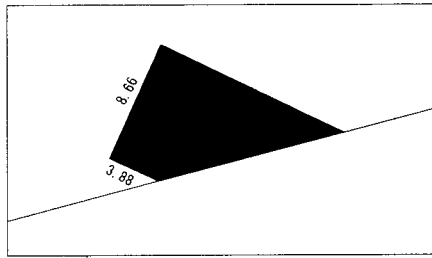
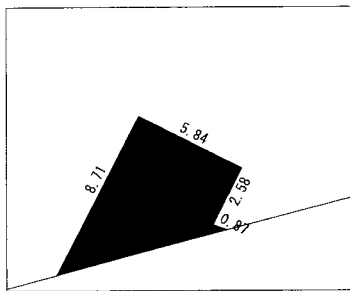
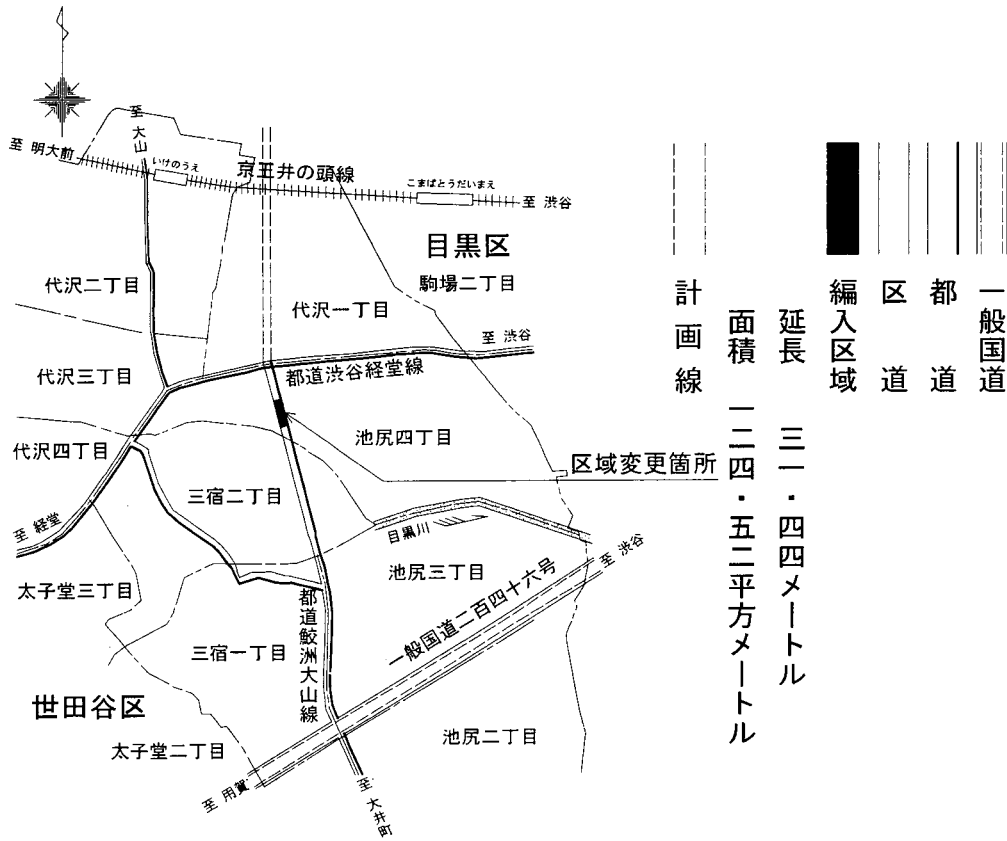
平成二十九年七月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 鮫洲大山
- 二 変更の区間 世田谷区池尻四丁目五百二十四番一地先から同所百三十七番四十七地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

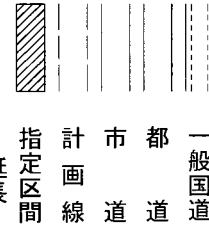
都道鮫洲大山線区域変更略図
世田谷区池尻四丁目地内



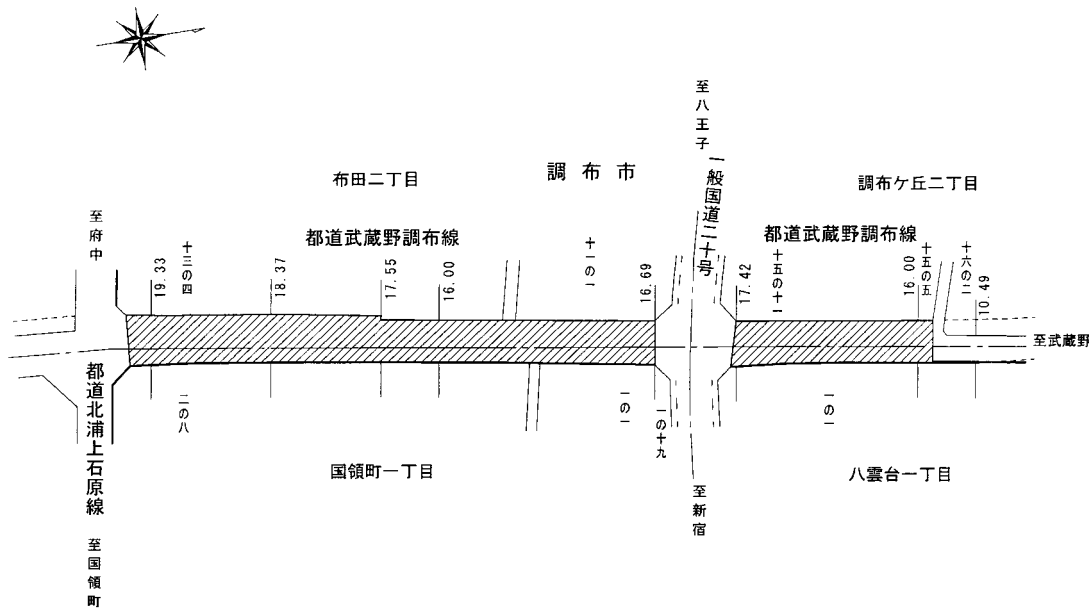
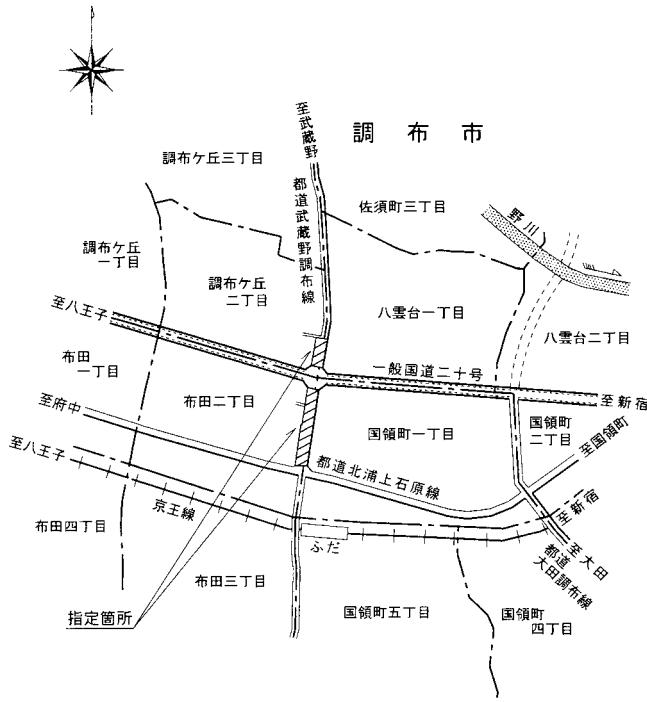
●東京都告示第千九百九十九号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道武蔵野調布線
 調布市八雲台一丁目～布田二丁目



(電線共同溝予定名称) 武蔵野調布・一号
 延長 二七八・六三メートル



- 備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年七月二十八日
 東京都知事 小池百合子
- 一 路線名 都道武蔵野調布線
 - 二 指定する区間 調布市八雲台一丁目一番一地从先から同市布田二丁目十三番四地先まで
 - 三 指定の概要 別図表示のとおり

規則(公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年7月28日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第12号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第69条第2項中「文京区春日一丁目5番12号」を「江東区青海二丁目5番10号」に改める。

附則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年7月28日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第13号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則(平成9年3月19日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ(イ)中「強姦罪」を「強制性交等罪」に改め、同号エ(ウ)中「準強制わいせつ及び準強姦罪」

を「準強制わいせつ及び準強制性交等罪」に改め、同号エ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、(カ)から(ク)までを(オ)から(ソ)までとし、同号エ(チ)中「強姦強姦及び同致死罪」を「強姦・強制性交等及び同致死罪」に改め、同号エ中(チ)を(ク)とし、(ツ)を(チ)とし、同号エ(テ)中「(ツ)」を「(チ)」に改め、同号エ中(テ)を(ツ)とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の規定は、平成29年7月13日(以下「適用日」という。)から適用する。
2 適用日前に発生した犯罪に関して出頭した者の費用弁償については、なお従前の例による。

告示(水)

●東京都水道局告示第七号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

東京都水道局長 醍醐 勇司

二 収納取扱金融機関の表(三)納入者から公金を収納する事務及び収納した公金の取りまとめの事務を行う機関の部東京都信用農業協同組合連合会の項中「東京都に所在する店舗」を「島しょ地域を除く東京都に所在する店舗。ただし、口座振替の方法により収納する場合にあつては、東京都内で業務を営む全ての店舗」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年七月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 積水桜が丘ビル
- 二 店舗所在地 東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 常陰 均
- 六 変更後の設置者の代表者名 橋本 勝
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十二名

<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか二名</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂) ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十九年三月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年六月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年七月二十八日から同年十一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 トイヨーシヨッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 目黒区碑文谷四丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 中野 武夫</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 飯盛 徹夫</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテールストア株式会社</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテールストア株式会社ほか四名</p> <p>九 変更日 平成二十九年四月三日ほか</p> <p>十 届出日 平成二十九年六月三十日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十九年七月二十八日から同年十一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

